スポ振第 56 号
令和２(2020)年４月 20 日

公益財団法人栃木県スポーツ協会理事長　様

栃木県教育委員会事務局スポーツ振興課長

新型コロナウイルス感染症対策に伴う小・中学校の臨時休業延長等について

このことについて、別添写しのとおり栃木県教育委員会教育長から令和２（2020）年４月17日付け義教第117号により市町教育委員会教育長宛て、令和２（2020）年４月17日付け高教第104号により県立学校長宛て通知しましたのでお知らせします。

貴協会におかれましては、今後とも生徒の健康維持並びに感染拡大防止を最優先に考え、適切に御対応くださいますようお願いします。

栃木県教育委員会事務局スポーツ振興課
TEL：028-623-3416　FAX：028-623-3411

写

義教第117号
令和２（2020）年４月17日

各市町教育委員会教育長　様

栃木県教育委員会教育長

新型コロナウイルス感染症対策に伴う小・中学校の臨時休業延長について（通知）

この度、本県では新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく栃木県緊急事態措置により、学校に対して休止を要請することになりました。

つきましては、貴管下小・中学校及び義務教育学校において、令和２（2020）年５月６日（水）までは、臨時休業を延長されるようお願いいたします。

義務教育課指導担当
TEL：028-623-3392
FAX：028-623-3399

写

高教第 104 号
令和２（2020）年４月 17 日

各県立学校長　様

教育長

新型コロナウイルス感染症に係る県立学校の臨時休業の延長について（通知）

このことについて、４月 16 日、政府から新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が出され、本県を含めた全ての都道府県が対象区域に指定され、その期間が５月６日までとなりました。

これを受け、同法に基づく本県知事からの要請により、県立学校においては、下記のとおり適切に対応願います。

記

１　臨時休業について

・４月 22 日（水）までとした臨時休業を５月６日（水）まで延長する。

２　臨時休業中の留意事項

・児童生徒及び教職員は、不要不急の外出を避け、特に、ＧＷに向け帰省や旅行など都道府県をまたいだ人の移動や、繁華街の接客を伴う飲食店への出入りをしないようにする。
・児童生徒に対して、令和２年度の年間学習指導計画を踏まえた学習内容を学習課題として提供し、これを適切に評価することにより、学びの保障に努める。その際、文部科学省「子供の学び応援サイト」等の学習支援ツールを積極的に活用する。
・学校ホームページ、電子メール、電話等を利用して、児童生徒及びその保護者との連絡を密にし、生活や学習の状況を的確に把握する。
・部活動等については、臨時休業中の活動を全て中止とする。

学校安全課
TEL：028-623-3418
高校教育課
TEL：028-623-3382
特別支援教育室
TEL：028-623-3381
スポーツ振興課
TEL：028-623-3415